

春日部市立医療センター告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、春日部市立医療センターの診療費用等に係る一部の未収金の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和6年4月1日

春日部市立医療センター病院事業管理者 三宅 洋



1 委託先

名 称 紀尾井町東法律事務所
所 在 地 東京都千代田区麹町3-7半蔵門村山ビル3階
代表者氏名 代表弁護士 前田 博之

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで